

議案第 52 号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用される同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 4 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。
 計画中 7. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	小学校校舎整備事業	町
		小学校屋内運動場整備事業	町
		小学校水泳プール整備事業	町
		小中学校空調設備設置事業	町
		中学校トイレ改修事業	町
		調理センター整備事業	町
		その他施設（放課後児童活動拠点施設）	町
	(3) 集会施設、体育施設等	賀茂地域拠点活動施設整備	町
		みささ村地域拠点活動施設整備	町
		地域活動拠点再整備（東小・南小跡地）	町
		社会体育施設整備（長寿命化） （武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場）	町
		多目的スポーツ広場整備	町
		テニスコート・野球場トイレ整備	町
		図書館整備事業（長寿命化）	町
		多目的展示施設整備（長寿命化）	町
		三朝町総合スポーツセンター施設整備（長寿命化）	町
		高勢公民館施設整備（長寿命化）	町
		竹田公民館施設整備（耐震・長寿命化）	町
		多目的研修会施設整備（高勢・小鹿耐震化）	町
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中であって、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。	町
		複式学級解消事業 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域の教育の向上および定住化を図ることができる。	町

		少人数学級加配教員配置負担金 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：少人数学級が確保され、児童が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域における教育の向上および定住化を図ることができる。	町
--	--	---	---